

定 款

象印マホービン株式会社

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は象印マホービン株式会社と称する。英文では、Zojirushi Corporationとする。

(目 的)

第2条 当会社は、下記事業を営むをもって目的とする。

- (1) 魔法瓶、魔法瓶用中瓶の製造、加工ならびに販売
- (2) 家庭用品の製造、加工ならびに販売
- (3) 家庭用電気器具の製造、加工ならびに販売
- (4) 家具・同附属品の製造、販売
- (5) 業務用厨房器具・電気器具の製造、販売
- (6) 保温・保冷容器の製造、販売
- (7) 産業機械器具およびその部品の製造、販売
- (8) 電気通信機械器具の製造、販売
- (9) 健康・美容器具、スポーツ用品の販売
- (10) 自動車、その他各種輸送用機械器具ならびにその部品の販売
- (11) 医療材料、衛生材料、医療機械器具の製造、販売
- (12) 食品の製造、加工ならびに販売
- (13) 上記各号の製品の賃貸借、輸出入
- (14) 魔法瓶、家庭用電気器具、保温・保冷容器生産プラント設備の設計、製作、販売ならびに施工
- (15) 工業所有権、ノウハウ、著作権、その他の無体財産権、システムエンジニアリング等の取得、企画、開発、利用、仲介
- (16) 配送センターの管理、運営
- (17) 飲食店、料理教室の経営
- (18) 保養所、宿泊施設、スポーツ施設の管理、運営
- (19) 情報通信、情報処理、情報提供に関するサービスならびにソフトウェアの開発、販売、賃貸
- (20) 新商品の開発の企画、立案ならびに物流情報の収集、処理、提供サービス
- (21) インターネットを利用した通信販売
- (22) 上記に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を大阪市におく。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。

(1) 取締役会

(2) 監査等委員会

(3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は2億4千万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利制限)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増請求)

第10条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に対し請求（以下「買増請求」という。）することができる。ただし、当会社が売り渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りでない。

② 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は株主名簿管理人をおく。

② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定によって定め、これを公告する。

(株式取扱規則)

第12条 当会社の株式または新株予約権に関する取り扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等は、法令または定款に定めるものほか、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集時期)

第13条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日より3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要のある場合にそのつど招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の基準日は、毎年11月20日とする。

(招集者および議長)

第15条 株主総会は法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議によって、取締役会決議で定める取締役がこれを招集しその議長となる。

② 前項の取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位により他の取締役がこれに代わる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法、議決権の代理行使)

第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

③ 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

④ 前項の株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は10名以内とする。

② 当会社の監査等委員である取締役は5名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第20条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時に満了する。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時に満了する。
- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- ④ 補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役および取締役会長等)

第21条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって、取締役会長1名、取締役副会長1名をおくことができる。

(執行役員)

第22条 取締役会は、その決議によって執行役員を定め、当会社の業務を執行させることができる。

- ② 取締役会は、その決議によって、社長執行役員を定めるほか、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員その他の役付執行役員を定めることができる。

(取締役会の招集および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会決議で定める取締役が招集し、議長となる。

- ② 前項の取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急に招集の必要のあるときは、さらにこれを短縮し、取締役全員の同意をあらかじめ得た場合は、これを省略することができる。

(取締役会の決議)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当会社は、議決に加わることができる取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役への委任)

第27条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度額の範囲内で免除することができる。

② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第30条 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急に招集の必要のあるときは、さらにこれを短縮し、監査等委員全員の同意をあらかじめ得た場合は、これを省略することができる。

(監査等委員会の決議)

第32条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

第6章 計 算

(事業年度)

第33条 当会社の事業年度は、毎年11月21日から翌年11月20日までとする。

(期末配当および基準日)

第34条 当会社は、毎年11月20日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主

または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。

(中間配当および基準日)

第35条 当会社は、毎年5月20日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第36条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

- ① 当会社は、取締役会の決議をもって、第75期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項の監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度額の範囲内で免除することができる。
- ② 第75期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条第2項の定めるところによる。